

インド弁理士が日本語で「インド特有の特許制度」を解説！

知りたかったインド特許の実務

近年、経済成長著しいBricsの一員であるインドは、製品市場だけではなく技術拠点としても脚光を浴びています。そのような中、企業進出するにあたって問題となるのが、日本人にとって馴染みにくいインド特有の特許制度（4つの特許庁^(注)、「審査官」と「管理官」の役割分担、国内実施報告義務、拒絶理由解消期間、等）が数多く存在することです。

本講座では、日本語が堪能なインド弁理士が「インド特有の特許制度」について背景を含めて分かりやすく解説いたします。講師による共著「インド特許実務ハンドブック」にも記載されていない法改正・規則改正や微妙な話にも触れますので、是非ご参加ください。

(注) 4つの特許庁：コルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイの4庁

- 【講師】** インド弁理士 バパット・ヴィニット (株)サンガム IP、Sagacious Research(株)
【モデレーター】 八巻 隆博 (日本特許データサービス(株) 知財研修部 元住友金属工業(株) 知的財産部長)
【日時】 2025年3月7日(金) 13:30-16:30 (13:00開場)
【場所】 東京会場(対面のみ)
アクセス：<https://www.jpds.co.jp/company/access.html>
【参加費】 16,000円/名(税込17,600円)
【定員】 24名 (先着順受付)
【対象】 知的財産部、研究・開発部門の担当者
【プログラム】

第一部 (以下を含む内容)

- ・ インド国家の概要 (歴史、民族、宗教など)
- ・ インド特許庁の組織と運用 (審査官と管理官の役割など)
- ・ 特許出願と審査 (4つの特許庁での審査の実態)
- ・ 審査請求期間、拒絶理由解消期間
- ・ FER (最初の審査報告)、SER (後続の審査報告)
- ・ ヒアリングの活用

第二部 (以下を含む内容)

- ・ 関連外国出願の情報提供義務
- ・ 国内実施報告義務
- ・ 強制実施権
- ・ 付与前異議申立て
- ・ 付与後異議申立て
- ・ 無効訴訟と特許取消しの反訴

質疑応答



【安田 恵、バパット・ヴィニット共著】

【お申込み】

弊社ホームページよりお申し込みください。

URL：<https://www.jpds.co.jp/seminar/application.html>

【備考】

- ・ 利益相反、他の理由により参加をお断りすることがありますので、予めご了承ください。
- ・ セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申出下さい。セミナー当日に可能な限りお答えさせていただきます。